

2016 年度臨時総会議案書

2016 年 9 月 3 日

【第 1 号議案】 奈良県ダンススポーツ連盟会費規程改正の件

奈良県ダンススポーツ連盟会費規定の第 1 条第 3 項を次のように改める。

- 3 前項の会費と JDSF 本部へ納付する年度会費 500 円との合計金額 1700 円を、サークル系会員一人当たり年間の会員登録料とする。

提案理由

JDSF 本部の会費規定が「年度会費 300 円を 500 円に改定する」旨、平成 28 年 6 月 26 日に改正され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることとなったため、奈良県連盟の会費規定における所要の条項を改正するものであります。

新旧対照 _____ は改正箇所

(旧) 現行条文	(新) 改正後条文
<p>奈良県ダンススポーツ連盟会費規定</p> <p>本規定は奈良県ダンススポーツ連盟規約第 7 条の規定に基づき、奈良県ダンススポーツ連盟に所属する会員の入会金および会費について定める。</p> <p>(サークル系会員の入会金および会費)</p> <p>第 1 条 サークル系会員(組織コード 650001「奈良県全域」に所属する JDSF 会員)の入会金は不要とする。</p> <p>2 サークル系会員の会費(県会費)は、一人当たり、年間、1200 円とする。</p> <p>3 前項の会費と JDSF 本部へ納付する<u>年度会費 300 円との合計金額 1500 円を</u>、サークル系会員一人当たり年間の会員登録料とする。</p> <p>4 略</p> <p>(DSC 系会員の入会金および会費)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(改廃)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(実施)</p> <p>第 4 条 本規定は、2012 年(平成 24 年)1 月 1 日より適用する。</p>	<p>奈良県ダンススポーツ連盟会費規定</p> <p>本規定は奈良県ダンススポーツ連盟規約第 7 条の規定に基づき、奈良県ダンススポーツ連盟に所属する会員の入会金および会費について定める。</p> <p>(サークル系会員の入会金および会費)</p> <p>第 1 条 サークル系会員(組織コード 650001「奈良県全域」に所属する JDSF 会員)の入会金は不要とする。</p> <p>2 サークル系会員の会費(県会費)は、一人当たり、年間、1200 円とする。</p> <p>3 前項の会費と JDSF 本部へ納付する<u>年度会費 500 円との合計金額 1700 円を</u>、サークル系会員一人当たり年間の会員登録料とする。</p> <p>4 略</p> <p>(DSC 系会員の入会金および会費)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(改廃)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(施行)</p> <p>第 4 条 本規定は、2017 年(平成 29 年)1 月 1 日より施行する。</p>

【その他】

報告～理事大江偉夫の会長職復帰の件

以上